

行政改革推進委員会の役割について

1 行政改革推進委員会の役割

委員会は、市が企画、実施する行政改革への市民参画を図るために設置したものです。市長の求めに応じて、行政改革の推進について必要な事項を調査審議し、市長に意見、提言をいただきます。

今回の任期は、平成27年度～29年度の3年間となります。

2 諮問による調査審議内容

- ・第3次糸魚川市行政改革大綱（案）（H29～35）への意見、提言
- ・行政改革実施計画の進捗状況及び次年度計画（案）への意見、提言

3 取組スケジュール（27年度～29年度）

（1）27年度（29年度スケジュールも同様）

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 27年 7月 | 第1回行政改革推進委員会 （委員会の役割、実施計画の説明） |
| ～9月 | <上半期の取組状況の取りまとめ> |
| 11月 | 第2回行政改革推進委員会 （上半期の取組状況について） |
| 28年 1月 | <次年度実施計画（案）の作成> |
| 2月 | 第3回行政改革推進委員会 （次年度実施計画（案）について） |
| 3月 | <次年度実施計画の策定・配布> |

（2）28年度

- | | |
|--------|--|
| 28年 4月 | <行政改革大綱及び実施計画の見直し> |
| 9月～2月 | 第1回～第4回行政改革推進委員会 <ul style="list-style-type: none">・大綱の検証及び策定方針について・大綱（案）について・実施計画（案）について |
| 3月 | <第3次行政改革大綱及び実施計画の策定・配布> |